

## 道路清掃業務（一般委託）仕様書

道路清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域内の歩車道清掃業務を行うものである
2	履行期間	契約日から平成31年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内一円
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可（限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること）を有すること (2) 神奈川県又は横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）を有すること
8	契約方法	単価契約：別紙内訳書参照
9	支払方法	本件は、前払い金は無いものとし、年2回（12月、3月の末締め）の出来高精算払いとする。業務完了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後に、受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数は切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対 象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必 要 ・ 不 要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。（使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。）
13	監督員連絡先	土木部道路維持課 担当 飯田 達也 046-822-8399

### <指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</li> <li>（上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</li> <li>本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</li> </ul>
------------------	---

## 道路清掃業務 予定内訳

(消費税抜)

番号	種別	細別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
1	人力清掃作業 [夜間/商業地域対象]	真水・高圧洗浄器材使用等による作業 ゴミ等の除去 (積込運搬処理費含む)	m <sup>2</sup>	8,000	150	
2	人力清掃作業 [昼間/市道全般対象]	ほうき・スコップ使用等による作業 落葉・ゴミ等の除去 (積込運搬処理費含む)	m <sup>2</sup>	7,000	70	
3	人力清掃作業 [昼間/商業地域対象]	ケレン・洗浄器材使用等による作業 ブロック張りの汚れ・ガム等の除去 (積込運搬処理費含む)	日	10	175,000	
4	人力清掃管理 [標準外]	作業区分A (処理費含まず)	日	2	160,000	
5	人力清掃管理 [標準外]	作業区分B (運搬処理費含まず)	日	8	50,000	
6	廃棄物処理 [ゴミ等]	横須賀市南処理工場への搬入 処理費(運搬費含まず)	kg	2,000	45	
7	廃棄物運搬 [カン・ビン・ペットボトル等]	木村金属工業(株)への搬入 軽トラック等、積込運搬荷卸 (処理費含まず)	回	6	30,000	
8	交通管理 [昼間]	交通誘導警備員Bによる配置	人	4	28,000	
9	交通管理 [夜間]	交通誘導警備員Bによる配置	人	4	42,000	

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

# 業 務 仕 様 書

(道 路 清 掃 業 務)

## 1. 一 般

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。  
業務指示（承諾）書受理後、7日以内に着手及び完了予定日を記入しFAX等にて返信すること。  
また、上記着手及び完了予定日が遅れる場合は、直ちに監督員に報告すること。  
特に市民要望等の緊急を要する業務内容は、監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
- (2) 業務作業時は、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。  
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
- (3) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは、丁寧に応接し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。  
看板の内容等については、監督員と協議すること。
- (5) 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出すること。
- (6) 受託者は、監督員が指示した番号（施行場所）毎に、業務完了の連絡報告を行い作業完了後10日以内に、3－（3）－ア～オ）の完了書類を提出すること。  
全業務完了後、完了報告書・業務写真及び業務完了届等を監督員に提出し、業務委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- (7) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員と協議すること。

## 2. 作 業

- (1) 業務作業時間は、支障のない限り、下記のとおりとする。  
昼間作業：9時00分から17時00分まで  
夜間作業：22時00分から5時00分まで  
但し、監督員の指示により変更する場合がある。
- (2) 作業上障害となるものは、清掃前に取り除き、清掃後復元すること。
- (3) 作業区域内から発生したゴミ等は、収集・分別し、横須賀市南処理工場に運搬し処理すること。なお、持込処理費は各人力清掃作業の内容に含まれる。
- (4) 作業区域内から発生したカン・ビン・ペットボトル等は、収集・分別し、監督員と協議の上、本市が契約している木村金属工業㈱へ運搬すること。  
この場合の処理費は、本市が負担する。（必要に応じてマニフェスト原票を本市より受け取ること。）
- (5) 運搬処理する際、積載したゴミ等が飛散しないよう十分注意すること。

- (6) 予定数量は、あくまでも参考値であり、確定しているものではない。
- (7) 当該業務の地域対象のほかについて、監督員の指示により行う場合がある。
- (8) 緊急等で監督員より指示がある場合を除いて、日曜日及び祝祭日は業務作業を行ってはならない。

### 3. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業の範囲、内容、及び成果等が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。なお、清掃の対象物が狭小の場合においては、併せて接写も行うこと。
- (2) 作業に係る員数構成が確認できる写真を撮影すること。  
別途、監督員が必要と指示した写真を撮影すること。
- (3) 出来形については、監督員が渡す白地図（縮尺記入）に各施行場所の作業種別毎に施行範囲、写真撮影箇所及び撮影の方向、管理番号等を記入すること。  
業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。
  - ・内訳書（書式あり）
  - ・集計表（書式あり）
  - ・業務日報
  - ・施行場所（指示場所）毎の報告書
    - ア) 報告書（書式あり）
    - イ) 位置図
    - ウ) 白地図（縮尺記入）に必要事項を記入した図面（出来形等）
    - エ) 数量計算書
    - オ) 写真
  - ・廃棄物集計表
    - カ) 廃棄物処分伝票（計量票、証明書、マニフェスト等）
    - キ) 廃棄物持込み状況写真
- (4) 監督員が必要と求めた場合は、電子データ「CD」を提出すること。

### 4. 提出資料について

- (1) 受託者は、廃棄物処理について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。
  - 1. 横須賀市南処理工場の計量票の写しを提出すること。
  - 2. カン・ビン・ペットボトル等については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し提出すること。

### 5. その他

- (1) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

## 6. 各作業種別（区分）の詳細について

### (1) 人力清掃作業 [夜間 / 商業地域対象]

高压洗浄を主体にブラシ等を併用しつつ真水で洗い落とす作業である。また、作業においてはベニヤ・シート等で飛散防止措置を行うこと。冬期間は洗水により路面凍結が生じないように入念な水切り作業を行うこと。

### (2) 人力清掃作業 [昼間 / 市道全般対象]

ほうきやスコップ等による掃き出しや集積を行う作業である。作業の必要に応じて真水での洗い出しが一部伴う場合がある。

また、収集において、監督員の指示により土のう袋を使用する場合がある。

### (3) 人力清掃作業 [昼間 / 商業地域対象]

ケレンや洗浄器材等使用による作業である。作業の必要に応じて真水での洗い出しが一部伴う場合がある。

なお、現場業務1日当りの作業構成は、清掃作業員3名（うち1名以上は運転手兼務）の配置、軽トラック等運搬車、その他の必要な器材類をもって想定している。

### (4) 人力清掃作業に係る補足事項

商業地域対象において汚れ等が特にひどい箇所は、監督員の承諾を受けた洗浄剤類を使用できる。洗浄剤類は、拭き取ることとし、側溝等への洗い出しはできない。

なお、これらの拭き取りから処理までの費用は、この作業内容に含む。

### (5) 人力清掃管理 [標準外]

道路面や目地等の除草作業、作業種別が混在する作業、数量確認等が難しい作業、上記の人力清掃作業に該当し難い作業、又は、上記の人力清掃作業を補完する作業等においては、監督員と協議し下記の作業区分A及びBを適用することができる。

なお、ゴミ等の処理費が発生した場合は別途計上する。

①. 作業区分Aの現場1日当りの作業構成は、普通作業員3名（うち1名以上は運転手兼務）と、軽トラック等運搬車の1台を想定している。

②. 作業区分Bの現場1日当りの作業構成は、普通作業員1名を想定している。

## 7. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条に規定による道路使用許可を受けること。但し、監督員がやむを得ない場合と判断するときはこの限りとしない。

## 特記事項

この単価契約で示した内訳単価以外の種別・細別を使用する場合は、協議により決定する。

# 産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

数量：2t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

## 処分又は再生を行う事業場

### 1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社  
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36  
処分の方法 : 破碎  
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

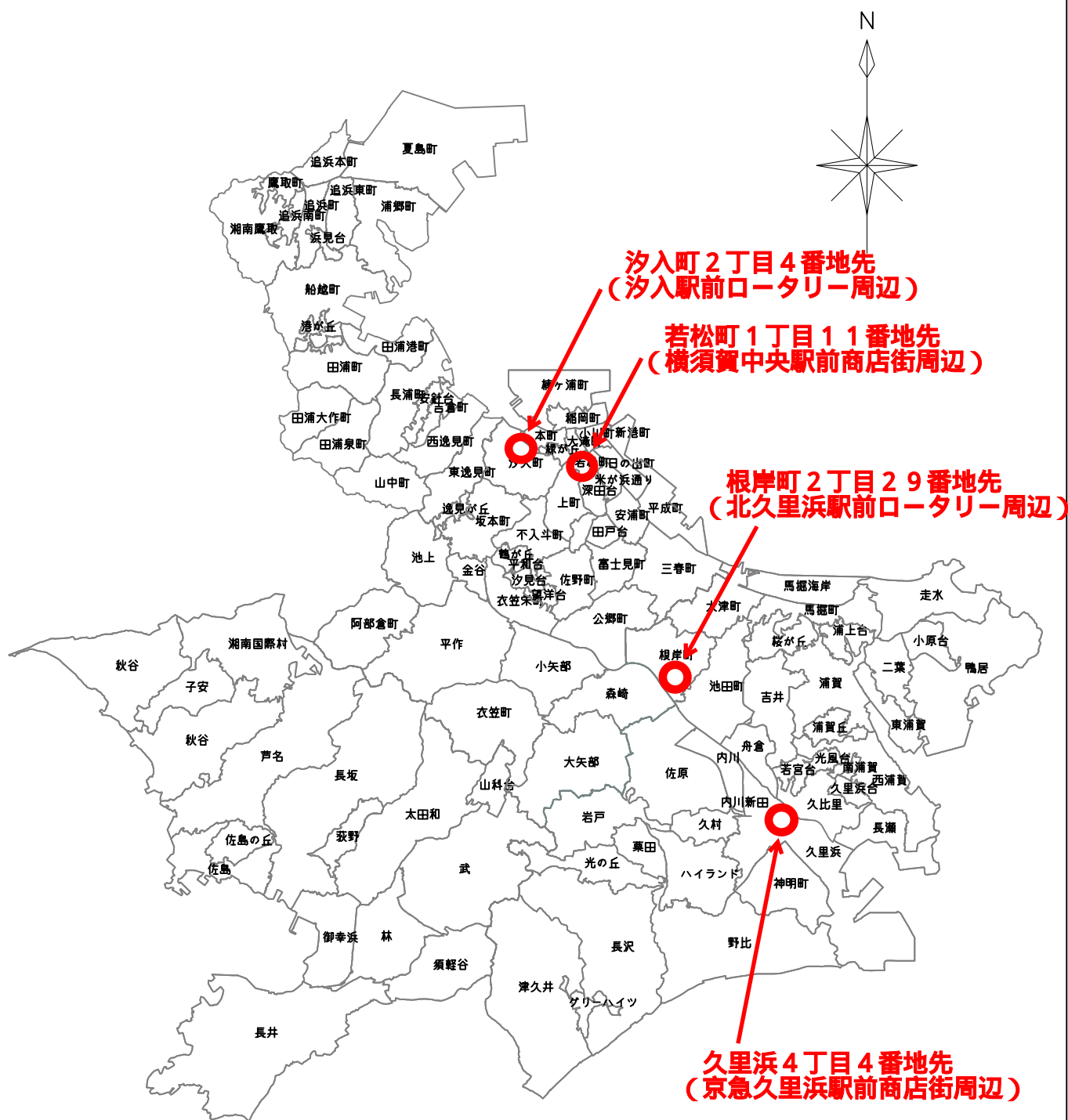
### 2 再生先

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
再生の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_



# 道路清掃業務 施行位置（抽出箇所）図

当該位置図は、人力清掃作業〔夜間/商業地域対象〕及び  
人力清掃作業〔昼間/商業地域対象〕を行う箇所であり、  
別途示す施行計画範囲図内をもって実施とする。  
なお、これらの他の作業等においては、市内一円の市道  
全般対象とし、監督員の指示により実施とする。

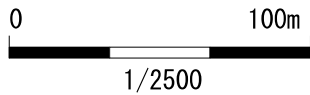
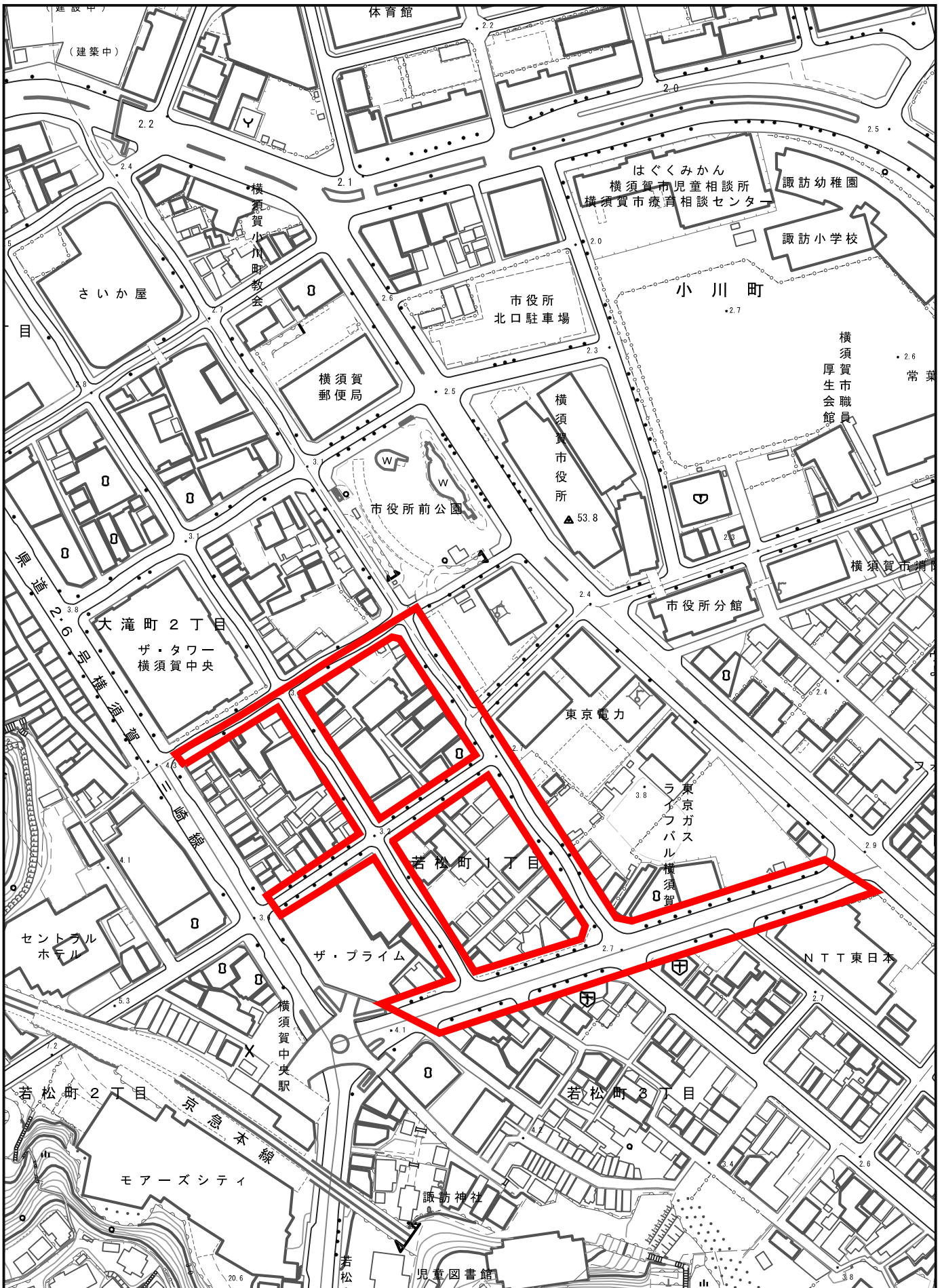






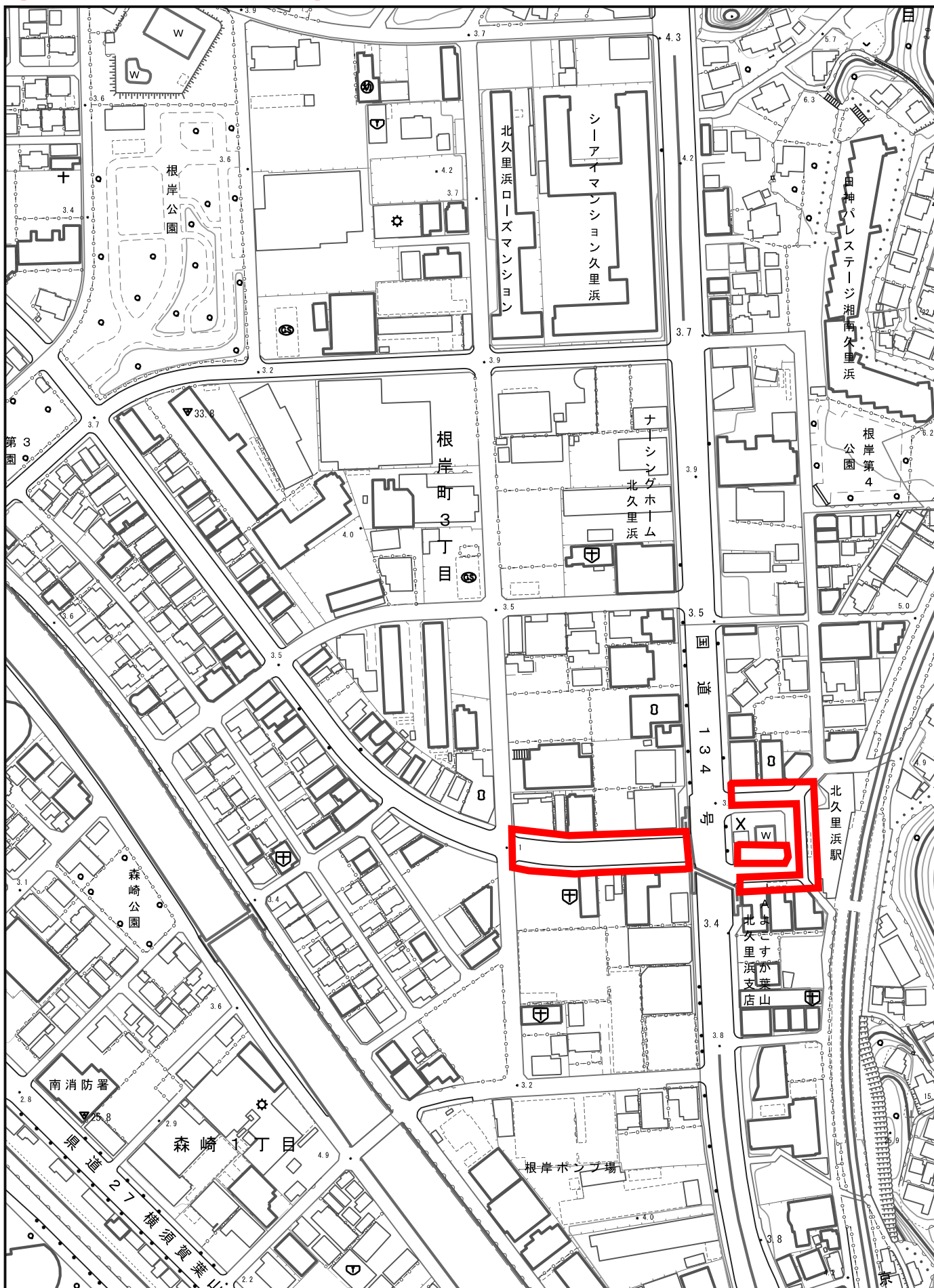
# 施行計画範囲図

若松町1丁目11番地先  
(横須賀中央駅前商店街周辺)



# 施行計画範囲図

根岸町2丁目29番地先  
(北久里浜駅前ロータリー周辺)



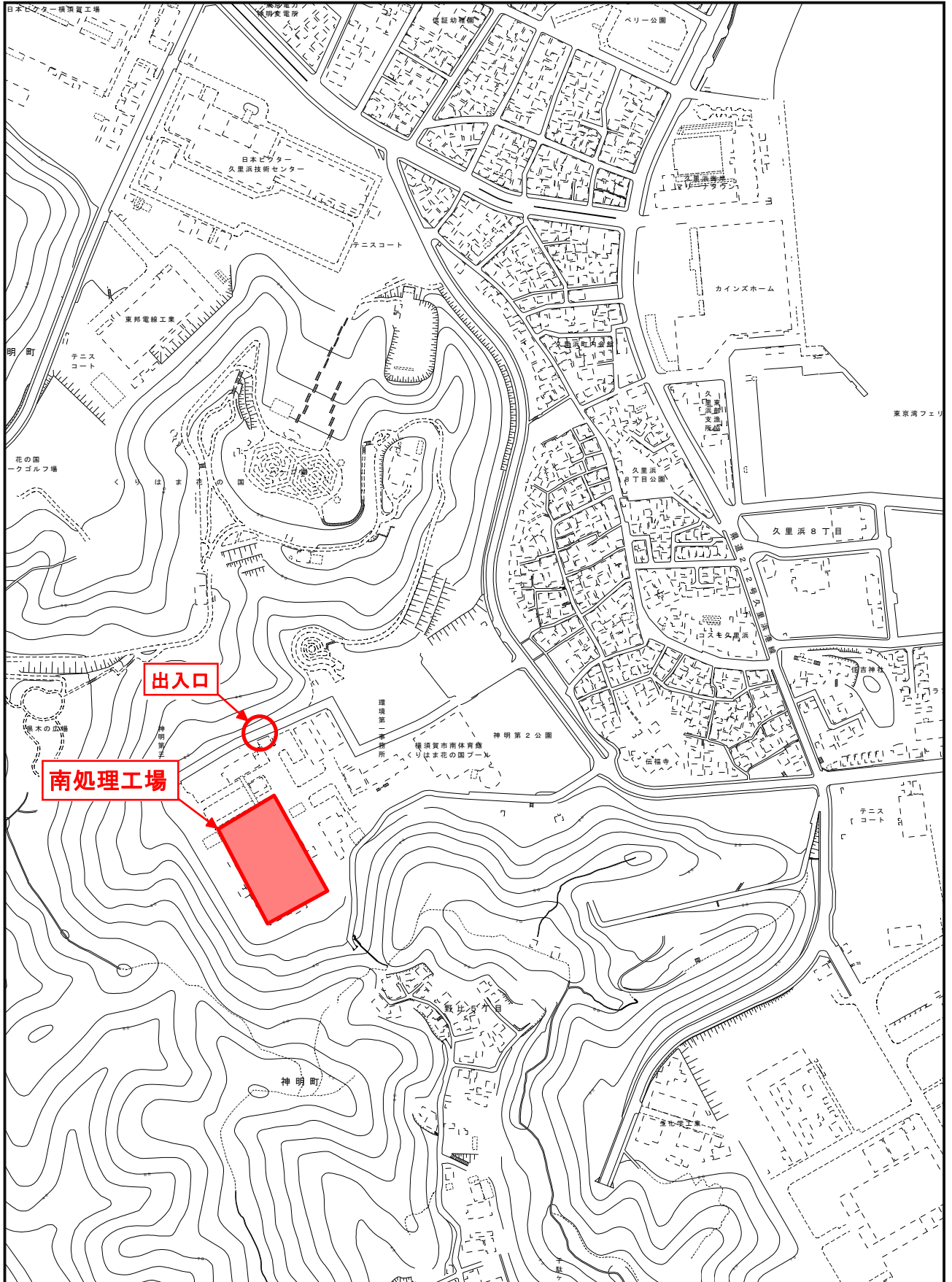
1/2500





# 処理施設位置図

(横須賀市南処理工場 横須賀市神明町2187番地)



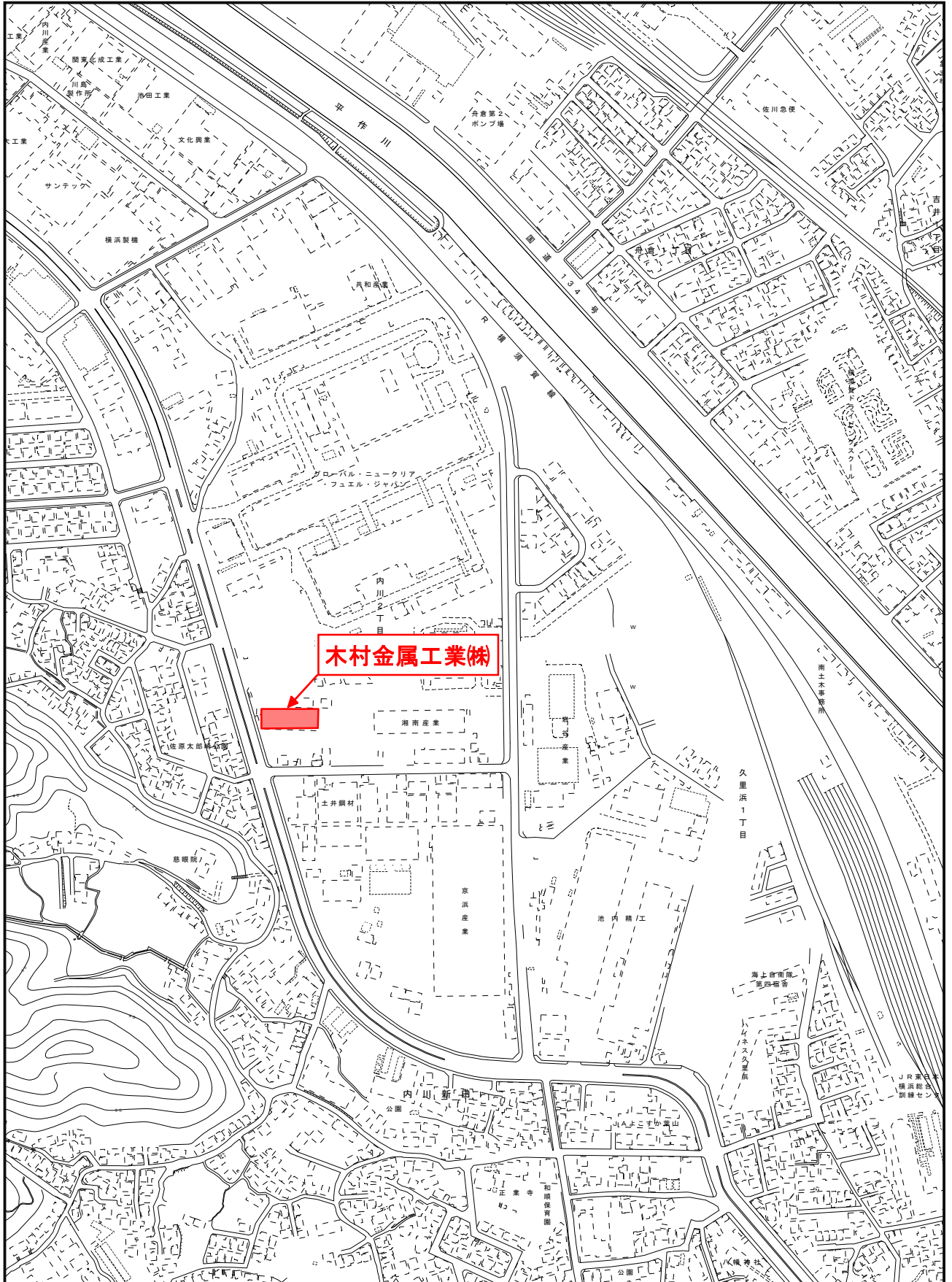
100m

1/5000



# 処理施設位置図

(木村金属工業株) 横須賀市内川2丁目4番地36号



1/5000